

[事案 2021-230] 新契約無効等請求

・令和4年11月2日 裁定打ち切り

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成12年11月および平成14年9月に自分の母親が契約した終身保険について、以下の理由により、各契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。また、既払込保険料を資金活用できなかったことに対し、損害賠償してほしい。

- (1) 母親は、相続税が発生しない見込みであったため、相続税対策として保険の勧誘をしたことは不当である。
- (2) 募集人は、勧誘にあたり、母親の資産状況について質問や確認をしていない。
- (3) 加入時に適切な説明がなく、母親は本契約を満期のある保険であると誤解していた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 各契約当時の税制度では、相続税計算の資産評価において、生命保険契約は、既払込保険料の70%から保険金の2%を控除した額が評価額とされていた。そのため、現金で保持していた場合に比べて、資産評価額の圧縮効果を得ることができた。
- (2) 募集人は、申立人の母親に対して資産状況を確認しており、申立人の母親が資産家であることが理解できる回答を受けている。
- (3) 設計書、保険証券等の資料には、本契約が満期のない終身保険であることが明記されており、契約内容の誤解があったとは考え難い。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約者および募集人がともに逝去されており、事情聴取の実施が不能であることから、当審査会で事実認定をすることは困難との判断に至ったため、裁定手続を打ち切ることとした。